

## 仕様書

### 1 件名

認知機能評価スケールを活用したイベント運営業務委託

### 2 事業の目的

認知症施策推進大綱における「予防」の取組みとして、軽度認知障害（MCI）の発見に有用かつ効率的・効果的な認知機能評価を実施し、認知症への備えとしての啓発を図るとともに、認知症リスク者の発見及び低減を目指す。

認知機能の低下がみられる人に対して、早期介入と認知症予防に資する可能性のある活動への参加を推奨する。また、認知症の理解を促進し、地域での社会参加や認知症患者の受容・支援の活動につなげることを目的として、認知機能評価スケールを活用したイベント運営について業務委託を行う。

### 3 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

### 4 事業内容

軽度認知障害（MCI）スクリーニングに有用な認知機能評価をイベント形式にて実施する。

#### (1) 事業対象者

市内在住の60歳以上で、認知症と診断されていない人

#### (2) 会場

各区役所地域みまもり支援センター（7か所）・各区老人福祉センター（7か所）

※全42回（1日2か所実施）

#### (3) 募集人数

- ① チラシ等の広報で参加者を募集、事前申込制とする。
- ② 1会場につき1回最大20名（会場により指定の定員を優先とする）
- ③ 参加希望者の申込みは電話で、6月からコールセンター等で受付開始する。

#### (4) 実施時期

各会場にて、7月～9月を目途にイベントを実施する。

※日程の詳細は別途協議し、決定する。

#### (5) プログラム（②については、受託事業者による実施）

- ① 認知症に関する講話（15分）
  - ② タブレット端末等による認知機能評価（20分）
  - ③ 地域活動紹介（20分）
  - ④ 認知症低減プログラム（20分）
  - ⑤ 認知機能評価結果配布（15分）
  - ⑥ 事業効果（2か月後アンケート）
- ※ ②・③については、全参加者を2グループに分け、交代制で実施する。

## 5 委託内容

### (1) イベント実施のための準備

- ① 参加希望者の申込み受付
- ② 申込者宛ての事前案内の作成と郵送（封筒・郵送料は発注者負担）
- ③ 各会場の参加者名簿作成
- ④ 参加者の各種問い合わせに対する対応

### (2) 上記プログラム実施のための運営等

- ① イベント実施のための運営者2名の派遣
- ② 当日の会場設営・片付け（机・椅子は会場備品使用）
- ③ タブレット端末等を活用した認知機能評価ツールの提供
- ④ 認知機能評価を行うためのタブレット端末等10台の提供
- ⑤ ④～⑤の開始時の説明から終了までの参加者への対応

### (3) 参加者のデータ集計

- ① ②～⑤で実施した結果及び参加者データの発注者への提供
- ② 参加者宛て2か月後にアンケートを送付（封筒・郵送料は発注者負担）
- ③ アンケート回収・データ入力及び発注者への提供

## 6 認知機能評価

認知機能評価は次の（1）～（6）を満たしたものであること。

- （1）軽度認知障害（MCI）のスクリーニングができる評価であること。
- （2）高齢者が操作しやすい仕様であり、1人あたり15分程度で実施可能であること。
- （3）インターネットに接続可能なタブレット端末等を使用し、各会場への持ち出しが簡便であり、集団で行うイベントに活用できるスペックであること。
- （4）通信環境に影響を受けず、接続可能なWi-FiルーターまたはSIMカードを添付して提供可能であること。
- （5）参加者の性別・年齢・実施日・評価の結果をクラウド上及びタブレット端末等内で管理可能であること。
- （6）セキュリティ対策が十分であること。

## 7 業務完了報告

5 委託内容に記載する業務完了後に、業務完了届及び収支報告書を提出すること。

## 8 成果物の取扱い

- ・参加者名簿及び⑤(3)②のアンケートについては、発注者に提供すること。
- ・本業務の成果にかかる一切の権利は川崎市に帰属するものとし、許可なく他者に公開してはならない。また、本事業以外に使用しないこと。

## 9 業務実施にあたっての留意事項

- ・業務の実施にあたっては、発注者と十分協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- ・業務の遂行にあたり、発生した事故については、発注者の責任において対処することとする。

- ・事故等により発生した損害は受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者で協議のうえ決定する。
- ・その他、本仕様書に明示のないもの及び疑義が生じた事項については双方で協議のうえ決定する。